

宇治市障害者等日常生活用具給付等事業対象用具

令和6年8月1日改正

別表（第2条関係）

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	●特殊寝台	154,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	学齢児以上
	●特殊マット	19,600 円	下肢障害 1 級(3 歳以上 18 歳未満は 2 級以上)または体幹機能障害 1 級(3 歳以上 18 歳未満は 2 級以上)の者 ----- 重度または最重度の知的障害児・者	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	3 歳以上
	●特殊尿器	67,000 円	下肢障害 1 級または体幹機能障害 1 級の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	入浴担架	82,400 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	3 歳以上
	●体位変換器	15,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	●移動用リフト	159,000 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易かつ安全に操作し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものおよび階段昇降機を除く	4 年	3 歳以上
	訓練いす	33,100 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5 年	3 歳以上 18 歳未満
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	学齢期以上 18 歳未満
自立生活支援用具	●入浴補助用具	90,000 円 以内	下肢または体幹機能障害児・者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、過去 8 年間で合計 90,000 円を上限とし、複数回申請可	8 年	3 歳以上
	●便器	4,450 円 ※手すりをつける場合は、5,400 円を加算	下肢障害 2 級以上または体幹機能障害 2 級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8 年	学齢児以上

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	◆歩行補助つえ	3,150 円	平衡または下肢もしくは体幹機能障害、内部障害児・者	障害者が容易に使用し得るもの	3 年	年齢制限なし
	●移動・移乗支援用具	60,000 円以内	平衡または下肢もしくは体幹機能障害児・者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ※用具の種類が異なれば、過去 8 年間で合計 60,000 円を上限とし、複数回申請可	8 年	3 歳以上
	◆頭部保護帽	15,656 円	平衡または肢体不自由障害児・者で、頻繁に転倒する者 知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 精神障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年	年齢制限なし
	特殊便器	151,200 円	上肢障害 2 級以上の者 重度または最重度の知的障害児・者	温水、温風を出すことができ、障害者が容易に使用し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上
	火災警報器	15,500 円	身体障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害児・者 ☆ 精神障害 1 級の者 ☆ ☆ いずれも火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ※ 基準額の範囲で 3 台まで給付可	8 年	年齢制限なし
	自動消火器	28,700 円	身体障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害児・者 ☆ 精神障害 1 級の者 ☆ ☆ いずれも火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年	年齢制限なし
	電磁調理器	23,000 円	視覚障害 2 級以上の者 ☆ 重度または最重度の知的障害者 ☆ ☆ いずれも視覚障害者または知的障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの	6 年	18 歳以上

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	◆歩行時間延長信号機用小型送信機	12,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円 以内	聴覚障害 2 級の者	音・音声等を、視覚・触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む) ※用途が異なれば、過去 10 年間で合計 87,400 円を上限とし、複数回申請可	10 年	18 歳以上
在宅療養等支援用具	◆透析液加温器	51,500 円	じん臓機能障害 3 級以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	3 歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000 円 ※電気式たん吸引器との両用器は、78,100 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者、または同程度の身体障害で医師の意見書により必要が認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
	電気式たん吸引器	56,400 円 ※ネブライザーとの両用器は、78,100 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者、または同程度の身体障害で医師の意見書により必要が認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10 年	18 歳以上
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	視覚障害者用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	18 歳以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者または心臓機能障害 3 級以上の者もしくは同程度の身体障害で、医療保険における在宅酸素療法を行う者または人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
	◆情報・通信支援用具	100,000 円	視覚障害 2 級以上または上肢障害 2 級以上の者	コンピューターを操作するために必要となる周辺機器やアプリケーションソフト等	6 年	学齢児以上
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障害 2 級以上の者で、点字を習得しており必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	学齢児以上
	◆点字器	10,712 円	視覚障害児・者で、点字を習得している者	点字を打つための用具で、視覚障害者が容易に使用し得るもの(点筆を含む)	7 年	学齢児以上
	点字タイプライター	63,100 円	視覚障害 2 級以上で、就労もしくは就学しているか、または就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	◆視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 円 ----- 再生専用機 48,000 円	視覚障害 2 級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY 方式による録音(録音再生機のみ)並びに再生ができるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用活字文書読み上げ装置	99,800 円	視覚障害 2 級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	視覚障害児・者で、本装置により文字等を理解することが可能になる者	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8 年	学齢児以上
	◆視覚障害者用時計	13,300 円	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	35,000 円	聴覚障害または発声・発語に著しい障害があり必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	◆聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円	聴覚障害児・者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児以上
	◆携帯用会話補助装置	98,800 円	音声・言語機能障害児・者、または肢体不自由児・者で発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	◆人工喉頭	72,200 円	音声・言語機能障害児・者で、喉頭を摘出した者	喉頭摘出した音声機能障害者が容易に使用し得るもので、音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年	年齢制限なし
	◆埋込型人工喉頭用人工鼻	23,760 円	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児・者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害者が容易に使用し得るもの ※年度を跨がない限り、最大 6 か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし

区分	種目	価格(税込)	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	◆点字図書	既存の墨字図書との差額	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書 ※同一年度に6タイトルまたは24巻まで申請可	－	年齢制限なし
	福祉電話(貸与)	－	聴覚障害者または外出困難な身体障害者(2級以上)で、必要があると認められる障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し得るもの	－	－
排泄管理支援用具	◆ストーマ装具(消化器系)	8,858 円 (1 か所あたり)	直腸機能障害児・者で、ストーマ造設者	皮膚保護剤および袋を身体に密着させるものであり、品目については、【備考】を参照 ※年度を跨がない限り、最大6か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし
	◆ストーマ装具(尿路系)	11,639 円 (1 か所あたり)	ぼうこう機能障害児・者で、ストーマ造設者	皮膚保護剤および袋を身体に密着させるものであり、品目については、【備考】を参照 ※年度を跨がない限り、最大6か月分まで申請可	1 か月	年齢制限なし
	◆紙おむつ	12,000 円	ぼうこう機能障害児・者 直腸機能障害児・者 下肢または体幹機能障害かつ重度または最重度の知的障害であって、脳性麻痺等脳原性運動機能障害(3歳未満に発現した非進行性脳病変によるもの。ただし、乳幼児期以後に発生した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障害者は給付対象外)であることを医師の意見書により確認できる者	品目については、【備考】を参照 ※ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)との併給は不可	1 か月	3 歳以上
	◆収尿器	8,500 円	高度の排尿機能障害児・者	採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成し、逆流防止装置をつけ、尿を溜めておくもの	1 年	年齢制限なし
住宅改修費	●居宅生活動作補助用具	200,000 円	下肢・体幹機能障害 3 級以上の者、もしくは脳原性運動機能障害 3 級以上の者(移動機能障害に限る)	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※宇治市に所在する住宅に限る	1 回限り (新築不可)	学齢児以上

【 備 考 】

1. 別表中、対象者欄において、障害児は18歳未満であること、障害者は18歳以上であることとする。
2. ●印の用具は、介護保険対象品目。介護保険優先利用のため、対象者は介護保険制度を利用するものとする。ただし、介護保険第2号被保険者で生活保護受給者の場合は、日常生活用具の給付対象となる。
3. ◆印の用具は、施設利用者にも給付可能とする。
4. 日常生活用具(点字図書を除く)の給付を受ける者が負担する金額は、当該用具の基準額を上限とする当該用具購入の費用に100分の5を乗じた金額(円未満については切り捨て)とする。
5. 次に該当する者は、前号に掲げる負担額を免除することができる。
 - ア. 生活保護受給世帯。
 - イ. 障害者およびその配偶者(障害児の場合はその保護者)が、申請月に属する年度(申請月が4月から6月までの場合は、申請月の前年度)分の市町村民税を課されない世帯。
6. 日常生活用具(点字図書)の給付を受ける者が負担する金額は、既存の墨字図書の価格とする。
7. ストーマ装具(消化器系・尿路系)の給付を受ける者は、基準額の範囲内で、下記の品目の給付も受けることができる。
 - ア. 皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ
 - イ. 皮膚保護パウダー
 - ウ. 皮膚保護ウエハー
 - エ. コンベックス・インサート
 - オ. フィルムドレッシング材・テープ材
 - カ. 皮膚被膜剤(スキンバリア)
 - キ. 粘着剥離剤(リムーバー)
 - ク. 皮膚清浄剤
 - ケ. ガーゼ、脱脂綿
 - コ. 消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等)
 - サ. 潤滑剤
 - シ. 凝固剤
 - ス. ストーマ用ベルト
 - セ. ストーマレッグバッグ(レッグバッグベルトも含む)
 - ソ. ナイト・ドレナージバッグ(夜間用ストーマ装具)
 - タ. ストーマ袋カバー
 - チ. ストーマ用ハサミ、フレンジカッター
 - ツ. ストーマ用腹帯、サラシ、オストミーパンツ
 - テ. 入浴補助用具
 - ト. 洗腸用具
8. 紙おむつの給付を受ける者は、基準額の範囲内で、下記の品目の給付も受けることができる。
 - ア. ガーゼ
 - イ. サラシ
 - ウ. 脱脂綿
 - エ. 洗腸用具
 - オ. おしりふき(排尿・排使用ウェットシート)
9. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能障害・移動機能障害)の場合は、別表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
10. 難病患者等は、医師の意見書等にて給付の必要性を判断する。